

船舶事故調査報告書

令和4年4月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和3年5月17日 03時30分ごろ |
| 発生場所 | 鹿児島県薩摩川内市野島東方沖の岩場 射手埼灯台から真方位098° 1.3海里付近 (概位 北緯31°52.0′ 東経129°57.8′) |
| 事故の概要 | 漁船第十二寿恵丸は、北東進中、岩場に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年6月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | 漁船 第十二寿恵丸、9.1トン KG2-6073（漁船登録番号）、一般社団法人鹿児島県漁船 リース事業協会 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | 重傷 1人（甲板員） |
| 損傷 | 船首部船底外板に破口 |
| 気象・海象 | 気象：天気 雨、風向 南西、風力 1、視界 不良 海象：波高 約2m、潮汐 下げ潮の中央期 |
| 事故の経過 | 本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、きびなご漁の目的で、船長が、約12ノットの対地速力で手動操舵により、野島東方沖を北東進中、岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げた。 船長は、本事故当時、雨で視界が悪い中、レーダー映像を確認しながら航行していたが、レーダーに野島付近の映像が鮮明に映っておらず、GPSプロッターも見ていなかったため、本船の正確な位置が分からず、本件岩場に近づいていることに気付かなかった。 甲板員は、乗り揚げ時の衝撃で、右手首を骨折した。 船長は、慣れた海域で、本件岩場の存在を知っていた。 |
| 分析 | 本船は、雨により視界が制限され、レーダーに野島付近の映像が鮮明に映らない状況下、手動操舵で北東進中、船長が、レーダー映像のみで航行したことから、本船の正確な位置が分からず、本件岩場に向かっていくことに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、夜間、本船が、雨により視界が制限され、レーダーに野島付近の映像が鮮明に映らない状況下、手動操舵で北東進中、船長が、レーダー映像のみで航行したため、本船の正確な位置が分からず、本件岩場に向かっていくことに気付かず、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え |

られる。

- ・ 船長は、慣れた海域でも天候が悪く雨が強い場合などは、岩場等がレーダー映像に映らないこともあるのでGPSプロッターを活用して船位及び周囲の状況を確認しながら航行すること。